

# 助成金額の基準価格表

令和6年4月現在

補聴器の種類	1台当たりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用 ポケット型	53,500	①補聴器本体(電池を含む。) ②イヤーマールド  (注)イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,500円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	55,900		
高度難聴用ポケット型	53,500		
高度難聴用耳かけ型	55,900		
重度難聴用ポケット型	68,500		
重度難聴用耳かけ型	80,700		
耳あな型 (レディメイド)	101,500		
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット型	74,100	①補聴器本体(電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500	①補聴器本体(電池を含む。) ②平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,800円を除く。	
FM型補聴器 (デジタル無線方式のものを含む。)を必要とする場合は、基準価格の範囲内で必要な額を加算することができる。	①受信機 97,300円 ②ワイヤレスマイク(充電地を含む。) 135,400円 (注)ワイヤレスマイクは1台のみ。 ③オーディオシュー 5,250円		
補聴器の修理	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表3の(8)の補聴器の項に定める修理部位に係る価格		